

さくら苑デイサービスセンターつくしんぼ 通所介護・第1号通所事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山中央福祉会（以下「本会」という。）が開設するさくら苑デイサービスセンターつくしんぼ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあるもの及び事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の指定通所介護事業の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練および日常生活上の世話その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および身体機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業所の第1号通所事業の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
 - 3 通所介護事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称および所在地)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 さくら苑デイサービスセンターつくしんぼ
- (2) 開設年月日 平成19年11月1日
- (3) 所在地 岡山市東区西大寺浜253番地
- (4) 電話番号 086-944-8210
- (5) 介護保険指定番号 3370109039号

(従業者の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務
管理者	1人	事業所の業務を統括し従業者の管理を行う。
生活相談員	3人	利用者及び家族の適切な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるように事業所内のサービスの調整及び居宅介護支援事業者等との連携を行う。
看護職員	2人以上	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに適切な処置を行う。
介護職員	5人以上	通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、適切な介護を行う。

機能訓練指導員	2人以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
---------	------	---

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 営業日：月曜日から土曜日 | |
| ただし、12月30日～1月3日までを除く。 | |
| ② 営業時間 | サービス提供時間 |
| 8時30分～17時00分 | 9時00分～16時10分 |

(利用定員)

第6条 通所介護事業の利用定員は、次のとおりとする。

35人

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は、指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は利用者本人等の作成したサービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただしサービス計画書が作成されていない場合は、次の掲げるもののうち本会と利用者との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- ① 日常生活上の援助・・・日常生活能力に応じて必要な援助を行う
- ② 健康状態のチェック
- ③ 機能訓練サービスの提供・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供
- ④ 入浴サービスの提供・・・入浴の介助又は清拭等を行う
- ⑤ 食事サービスの提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には食事介助を行う。
- ⑥ 送迎サービスの提供
- ⑦ 相談・助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談および助言を行う
- ⑧ その他の通所介護業務

(通常の事業の実施地域)

第8条 岡山市(東区福祉事務所管内、北区中央福祉事務所管内、中区福祉事務所管内) 瀬戸内市

ただし、第一号通所事業の通常の実施地域は岡山市の区域とする。

(通所介護事業の利用料および支払いの方法)

第9条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受けることができる。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 食費 | 1食につき650円 |
| *おやつのみについては50円を徴収する | |
| ② レクリエーション、クラブ活動の費用 | 材料代等の実費 |
| ③ 利用者の私用複写物の交付 | 1枚につき 10円 |
| ④ 嗜好品費 (コーヒー・紅茶代) | 1杯につき 50円 |

⑤ 日常生活上必要となる諸費用 実費

- 2 前条の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族にたいして事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。
- 3 通常事業の実施地域外の送迎にかかる費用については、別に徴収しない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- ② 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- ③ その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者に対するサービス提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応方法は次のとおりとする。

- 1 従業者は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(事故発生時の対応方法)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行なう。

- (1) 防火管理者は事業所長を当て、火元責任者には事業所主任を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち合う。
- (4) 非常災害用の設備は常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・年2回以上
 - ④ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・随時

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き)

第14条 事業者は通所介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 2 当事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - 二 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止のための措置)

第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 当事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第16条 当事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(通所介護事業の利用契約)

第17条 本会は、通所介護事業の開始にあたり、利用者およびその家族に対して通所介護サービスの内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理および通所介護従業者等の健康管理等)

第18条 当事業所は、通所介護に使用する物品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 当事業所は、通所介護事業従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第19条 通所介護事業従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(通所介護計画の作成等)

第20条 事業所は、サービス計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管

理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載及び整備)

第21条 通所介護事業従業者は、通所介護事業を提供した際には、その提供日および内容、当該通所介護サービスについて、必要な記録を個人記録に記載するものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 22 条 当事業所は、指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、指定通所介護等の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条 事業所は、従業者等の質的向上をはかるための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 事業所の会計とその他の会計は区分することとする。
- 3 通所介護従業者は、この事業を行うため、従業者、施設設備、備品、会計、その他に関する帳簿を整備するものとする。
- 4 この規約に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

(附則)

この規定は平成19年11月1日から施行する

平成19年12月1日一部改訂 (営業日変更)

平成20年 2月1日一部改訂 (利用定員数変更)

平成20年 7月1日一部改訂 (事業所名称変更)

平成20年10月1日一部改訂 (利用定員変更)

平成20年10月1日一部改訂 (事業所に勤務する従業者の員数)

平成21年 4月1日政令市移行に伴う住所変更 (東区追加)

平成24年 4月1日一部改訂 (営業時間変更)

平成24年11月1日一部改訂 (利用定員数変更)

平成25年4月1日一部改訂、追加 (虐待防止、成年後見制度、苦情解決等)

平成26年4月1日一部改訂 追加 (開設年月日、電話番号、管理者名)
変更 (食費、従業者の員数)

平成27年4月1日一部改訂 変更 (管理者の記載なし、従業者の員数)

平成29年4月1日一部改訂 変更 (相談員の員数)
追加 (第1号通所事業、嗜好品費)

平成29年7月1日一部改訂 変更 (機能訓練指導員の員数)

平成30年4月1日一部改訂 削除 (介護予防通所介護)

変更（機能訓練指導員の員数、利用料の額）
平成30年10月1日一部改訂 変更（サービス提供時間）
令和元年10月1日一部改訂 追加（第4条、8条、9条、14条の追加・変更）
令和4年4月1日一部改訂 変更（食費）